

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和4年4月4日

世田谷区

### 1 業務概要

(1) 件名：世田谷区精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業委託

(2) 委託内容

ピアサポーターを養成する段階からの支援者との顔の見える関係づくりや個々に応じたピアサポート活動の体験学習・実習先とのマッチング、活動後のフォローアップ等、ピアサポーター活躍支援に求められる機能をトータルで提供する事業の実施。

具体的な業務は以下のとおり。

世田谷区精神障害者ピアサポート研修（基礎研修）の実施

ピアサポーター登録・活躍支援

世田谷区精神障害者ピアサポート研修（専門研修）の実施

協同希望者・協力団体向け研修の実施

体験学習の実施に係る調整

世田谷区精神障害者ピアサポート研修（フォローアップ研修）の実施

実習（インターンシップ）の実施に係る調整

令和4年度は ~ の実施、令和5年度は 及び ~ の実施を予定する。

(3) 履行場所

受託者の事業所、ピアサポート活動の実施先、障害保健福祉課等

(4) 履行期間

令和4年7月15日から令和5年3月31日まで

履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和5年度についても新たな契約を結ぶことを認める。なお、契約は単年度ごととする。

### 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定障害福祉サービス、指定一般相談支援事業または指定特定相談支援事業のいずれかの指定を受けていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと（同政令第167条第1項において準用する場合も含む）。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税、市区町村民税、法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

提案書を評価する基準は、以下の内容について定めるものとする。

- (1) 事業趣旨の理解
- (2) 実施計画の内容・具体性
- (3) 本事業を行うにあたっての実施体制（職員の配置体制等）
- (4) ピアサポーターに対する支援に関する事業の実績
- (5) 独自提案・アピール性
- (6) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (7) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制
- (8) 事業開始までの計画性
- (9) 見積金額の妥当性

### 5 手続き方法等について

#### (1) 説明書の交付期間、場所および方法

期間：令和4年4月4日（月曜日）から4月18日（月曜日）午後3時まで

方法：世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/017/d00196628.html>

（世田谷区ホームページ、ページ番号「196628」）

#### (2) 参加表明書の提出期限及び方法等

期限：令和4年4月18日（月曜日）午後3時必着

部数：1部

方法：メールまたはファクシミリ

（ファクシミリの場合は受理確認の連絡を必ず取ること）

送付先：後述の項目「7 担当部課」に記載の障害保健福祉課あて

#### (3) 辞退方法

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。

#### (4) 提案書の提出期限及び方法等

期限：令和4年5月20日（金曜日）正午まで（必着）

提出先：後述の項目「7 担当部課」に記載の障害保健福祉課窓口

部数：原本1部、副本7部

方法：持参に限る

## 6 特記事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務の委託契約の締結は令和4年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。
- (3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定は無い。
- (4) 契約保証金は、免除とする。
- (5) 契約書の作成を要するものとする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、後述の項目「7 担当部課」に記載の障害保健福祉課窓口とする。
- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 企画提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、成果物の著作権は区に帰属する。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽の記載があった場合、その提案は無効とする。
- (12) 詳細は「世田谷区精神障害者ピアサポーター養成・活躍支援事業委託における公募型プロポーザル実施要領兼説明書」による。

## 7 担当部課

世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 障害保健福祉担当

(世田谷区役所第2庁舎1階5番窓口)

担当者：倉島、江村、川崎

所在地：154 - 8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話：03 - 5432 - 2386

ファクシミリ：03 - 5432 - 3021

電子メールアドレス：SEA03655@mb.city.setagaya.tokyo.jp